

## 品川区高効率給湯器設置助成事業実施要綱

制定 令和5年3月30日区長決定  
要綱第71号

改正 令和5年7月28日区長決定  
要綱第143号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）において高効率給湯器（以下「機器」という。）を設置する区民に対し、設置に要する経費の一部を助成し、地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 対象機器 別表に掲げる機器および付属機器をいう。
- (3) 設置事業 対象機器を設置する事業をいう。
- (4) 設置日 機器の取付けが完了した日をいう。ただし、複数の対象機器を設置する場合は、全ての対象機器の取付けが完了した日をいう。

### (助成対象者)

第3条 この要綱に基づく助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 区民であること。
- (2) 住民税を滞納していないこと。
- (3) 未使用の機器を設置した住宅に居住すること。
- (4) 設置事業の対象住宅の所有者または賃借人（設置事業について所有者の承諾を得ている者に限る。）であること。
- (5) 過去に同一の対象機器について本人および同一世帯に属する者がこの要綱に基づく助成金その他これに類する助成を受けていないこと。
- (6) 区分所有建物に対象機器を設置する場合は、当該建物における建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者または同法第47条第2項の管理組合法人の承諾を得ていること。
- (7) 設置日が助成金の交付を受けようとする年度の4月1日以降であること。

### (助成の要件、対象経費等)

第4条 この要綱に基づく助成は、区民が未使用の対象機器を区内の個人住宅部分に新

規に設置した場合または既存の機器に替えて設置した場合に行うものとし、対象機器の種類および要件、助成の対象となる経費ならびに助成金の額は、別表のとおりとする。この場合において、予算の範囲内において助成するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が、同一事業に対し、区以外の者から助成金の交付を受けている場合においては、助成対象経費から当該助成金を除して得た額と第1項に規定する額を比較し、いずれか低い額を助成金の額とする。
- 3 前項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てる。

#### (助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、機器の設置日以降に、品川区高効率給湯器設置助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる関係書類を添えて、別に定める期間内に区長に申請しなければならない。

- (1) 対象機器の設置日が確認できる書類
- (2) 住民登録を有する証明書の写し
- (3) 対象機器の設置に係る領収証、工事請負契約書等の写し
- (4) 住民税の納税証明書等の写し
- (5) 所有権者承諾書(賃借している建物に対象機器を設置する場合)
- (6) 管理組合承諾書(区分所有建物に対象機器を設置する場合)
- (7) その他区長が必要と認める資料

#### (助成金の額の確定および助成金の交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成金の交付を決定された者(以下「助成決定者」という。)に対し、品川区高効率給湯器設置助成金決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、交付決定前に実地調査を行うものとする。

#### (申請の取下げ)

第7条 助成決定者は、前条の規定による決定後、第5条の申請を取り下げるときは、直ちに品川区高効率給湯器設置助成金交付申請取下届出書(第3号様式)により区長に届け出るものとする。

#### (助成金の請求)

第8条 助成決定者は、第6条の通知を受けたときは、品川区高効率給湯器設置助成金交付請求書(第4号様式。以下「助成金交付請求書」という。)により助成金を請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 区長は、前条の規定による請求に基づき、助成決定者に対し、助成金を交付するものとする。

(管理および報告)

第10条 助成金の交付を受けた者は、対象機器を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、対象機器が損傷し、または滅失したときは、その旨を書面により直ちに区長に届け出なければならない。

(交付決定の取消しおよび助成金の返還等)

第11条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定または交付決定に付した条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者に通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が、前条の規定による届出をした対象機器を処分したときまたは前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金の全部または一部について返還を求めることができる。

(委任等)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年7月28日から適用する。

別表

品川区高効率給湯器設置助成事業に係る  
対象機器および助成金上限額

対象機器		助成対象経費	助成金額
機器の種類	機器の要件		
家庭用燃料電池 コージェネレーション システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されているもの、またはそれに準じた性能を持つもので、区が認めるものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器本体および付属機器の購入に要する経費</li> <li>設置工事費</li> </ul>	設置工事費等につき一律 100,000 円
自然冷媒 ヒートポンプ給湯器	<p>JIS 基準（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率（ふろ保温機能あり）が 2.7 以上のもの、又は JIS 基準（JIS C9220）に基づく年間給湯効率（ふろ保温機能なし）が 3.1 以上のもの</p> <p>ただし、次に掲げる機器については、年間給湯効率又は年間給湯保温効率が 2.4 以上であること</p> <p>（1）薄型 2 缶タイプ （2）角型 1 缶タイプ （3）容量が 200 リットル以下の小容量タイプ（一体型タイプ） （4）多機能タイプ（ふろ、洗面、台所等の給湯以外に、床暖房機能も有するもの。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器本体および付属機器の購入に要する経費</li> <li>設置工事費</li> </ul>	設置工事費等につき一律 50,000 円
潜熱回収型ガス給湯器	<p>給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。</p> <p>給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機器本体および付属機器の購入に要する経費</li> <li>設置工事費</li> </ul>	設置工事費等につき一律 30,000 円

品川区高効率給湯器設置助成金交付申請書

品川区長あて

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記のとおり高効率給湯器設置助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、申し込みます。  
記

1. 設置概要について

設置場所 (住居表示)	品川区		
設置の種類	<input type="checkbox"/> 新規設置	<input type="checkbox"/> 買い替え	
建物の状況	<input type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 共同所有	<input type="checkbox"/> 賃貸または使用貸借
建物の種別	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 複合住宅(二世帯住宅や賃貸集合住宅等)		
機器の設置日	年 月 日		

2. 助成金申請額および機器について

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

助成金申請額	一律100,000円		
製造者名 (メーカー名)		容量	ℓ
燃料電池ユニット 型式名		給湯ユニット 型式名	

自然冷媒ヒートポンプ給湯器

助成金申請額	一律50,000円		
製造者名 (メーカー名)		型式名	
年間給湯保温効率 (ふろ保温機能がある機種)		年間給湯効率 (ふろ保温機能がない機種)	
容量	ℓ		

潜熱回収型ガス給湯器

助成金申請額	一律30,000円		
製造者名 (メーカー名)		型式名	
給湯部熱効率			

3. 他の助成金の申請状況

国等への助成	<input type="checkbox"/> 申請済	<input type="checkbox"/> 申請予定	<input type="checkbox"/> 申請しない
事業名			
助成金交付額 (合計予定額)	円		

様

品川区長

助成決定通知書

このたび申請のありました品川区高効率給湯器設置助成事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 助成を決定しました。
2. 決定日 年 月 日
3. 助成決定者
4. 助成決定額 円
5. 交付請求 年 月 日までに、助成金交付請求書（第4号様式）にて請求をしてください。
6. 留意事項 次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定の取消しとなりますので、ご注意ください。  
(1) 偽りその他不正な手段により助成対象者として決定を受けたとき  
(2) 品川区高効率給湯器設置助成事業実施要綱、その他関係法令に違反したとき。
7. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL5742-6949

**品川区高効率給湯器設置助成金交付申請取下届出書**

品川区長あて

〒

申請者住所

---

申請者氏名

---

電話番号

---

年 月 日付で申請した、高効率給湯器設置助成金交付申請について、下記のとおり取り下げのため、関係書類を添えて届け出ます。

記

取下げの理由

---

---

---

### 品川区高効率給湯器設置助成金交付請求書

捨印

品川区長あて

〒  
住 所

氏 名 印

電話番号

年 月 日 第 号により確定された、高効率給湯器設置助成について、品川区高効率給湯器設置助成事業実施要綱第8条に基づき下記のとおり、助成金を請求します。

記

#### 1. 請求金額

金額	百	十	万	千	百	十	円

#### 2. 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店
口座種別	普通・当座・貯蓄・その他（ ）	
口座番号 (右詰めでご記入ください)		
フリガナ		
口座名義人		

\*口座名義人は、助成金請求者と同一の方に限ります。

#### 3. 請求範囲

- (1) 機器本体およびこれに附属する機器の購入ならびに設置工事（設計を含む）に関する費用とする。
- (2) 請求金額は1,000円未満の端数は切捨てとする。
- (3) 機器は未使用品であること。（中古品は対象としない。）

品川区長あて

機器の設置日に関する申立書

品川区高効率給湯器設置助成金交付申請書を提出するにあたり、機器の設置日が、下記のとおりであることを申し添えいたします。

なお、この申立書に虚偽記載があった場合は、交付決定の取消しを受けることに異議を申し立てません。

1. 機器の設置日

\_\_\_\_\_年 月 日

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

品都環発第 号  
年 月 日

様

品川区長

非助成決定通知書

このたび申請のありました品川区高効率給湯器設置助成事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果 非助成と決定しました。
2. 決定日 年 月 日
3. 非助成者
4. 非助成理由
5. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 TEL5742-6949